

(別紙1)

福山市うつみ市民交流センター温浴プールボイラー更新型E S C O業務  
評価基準

評価項目	評価内容	配点	小計
(1) 事業者	業務実績	/5	/5
(2) 企画提案書	業務に対する視点・考え方	/5	/85
	光熱費削減額保証額	/15	
	温室効果ガス削減量	/15	
	事業費	/15	
	使用機器の信頼性 (安全、省エネ性、省廃材)	/10	
	施工体制、施工計画 (工程表含む)、安全対策、維持管理体制、緊急連絡、廃棄	/10	
	地域経済への影響や地元企業への関わり	/10	
	提案の独自性	/5	
(3) プレゼンテーション	プレゼンテーション能力	/5	/10
	質疑・応答	/5	
合計			/100

(別紙2)

## 福山市うつみ市民交流センター温浴プールボイラー更新型E S C O業務

## リスク・責任分担表

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			本 市	事業者
業務全般	提案の誤り	本業務の提案が達成できない場合		○
	第三者賠償	本業務による騒音・振動等による場合		○
	安全性の確保	本業務・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	本業務・維持管理における環境の保全		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	協議	
	保険	維持管理期間の故障等リスクを補償する保険		○
	本業務の中止・延期	市の指示によるもの		○
周辺住民等反対による業務の中止・延期		協議		
事業者の業務放棄、破綻によるもの				○
市の業務放棄、破綻によるもの		○		
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	協議	
	物価	急激な物価変動(設計費に対して影響のあるもののみを対象とする。)	協議	
	設計変更	市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
事業者の指示、判断の不備によるもの			○	
工事取替段階	第三者賠償	本業務における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	協議	
	物価	急激な物価変動	協議	
	設計変更	市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示、判断の不備によるもの		○
	本業務の遅延・未完工	事業者の責によらない業務遅延・未完工によるサービス開始の遅延	○	
		事業者の責による業務遅延・未完工によるサービス開始の遅延		○
	本業務費増大	市の指示、承諾によるもの	○	
		事業者の指示、判断によるもの		○
性能	要求仕様書不適合		○	
一般的改善	本業務目的物等に関して生じた損害		○	

		本業務に起因し施設に生じた損害		○
支払関連	支払い遅延・不能	支払いの遅延・不能によるもの（事業者の責によるものを除く）	○	
		計測・検証報告の遅延により支払いを留保する場合		○
		省エネルギー保証行為の不履行		○
	不可抗力	本業務遂行にあたって障害となる事業範囲外の不具合		協議
保証関連	計画変更	用途の変更等、市の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		協議
	取替労務費の上昇	計画変更以外の要因による労務費用の増大		協議
	維持管理費の上昇	事業者の責による維持管理費用の増大		○
		法令改正に起因する維持管理費用の増大		協議
	E S C O設備の損傷	市の故意・過失又は施設に起因するE S C O設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因するE S C O設備の損傷		○
	公共施設の損傷	事業者の故意・過失又はE S C O設備に起因する施設・設備の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による施設の損傷	○	
	契約不適合責任	保証対象設備に関する要求仕様不適合（施工不良を含む）等契約不適合責任		○
不可抗力	天災等の不可抗力による施設の損傷		協議	
計測・検証関連	設備の不良	E S C O設備が所定の性能を達成しない場合		○
	計測・検証	計測・検証報告への疑義		○
		計測・検証に必要な市からの情報提供の遅延・不能	○	
	光熱水費単価の変動	光熱水費単価の変動		協議
	ベースラインの調整	機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や管理方法の顕著な変更	○	
		気候の大幅な変動		協議
上記以外の変動要因の場合			協議	